

事が委員を辞任いたしましたため、理事に欠員を生じておりますので、二名の理事について直ちにその補欠互選を行ないたいと存じます。

先例により互選は投票の方法によらないで、委員長にその指名を御一任願いたいと存じますが、委員長ごぞございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(柴田栄君) 御異議ないと認めます。それでは理事に下村定君、栗原祐幸君を指名いたします。

○委員長(柴田栄君) 御異議ないと認めます。

○委員長(柴田栄君) 農林省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。赤城農林大臣。

○國務大臣(赤城宗徳君) ただいま議題となりました農林省設置法の一部を改正する法律案の提案の理由と改正の内容を御説明申し上げます。

第一は、農林省本省の附属機関として、サトウキビ原原種農場を設置することとあります。わが国におけるサトウキビの生産は、近年着実に増大する趨勢にあり、政府といたしましても、昨年制定された甘味資源特別措置法に基づく諸施策を講ずる等の生産振興につとめている次第であります。しかしながら、サトウキビの病害のうち被害の大きな矮化病の発生が最近わが国において確認され、サトウキビ作農家の経営に及ぼす悪影響が憂慮される実情にあります。この対策として、無病健全な優良品種の種苗を円滑に供給する体制をすみやかに確立する必要があり、このたため、サトウキビの増殖に必要な種苗の生産及び配布を行なう機関としてサトウキビ原原種農場を設置することとしたのであります。

第二は、農林省本省の附属機関として、農林研究所を設置することとあります。最近における農林行政の高度化及び複雑化に対処し、その円滑な運営を期するためには、これを担当する職員等に対し、常に新しい専門的知識及び技術を付与することが必要であると存ずるのであります。農林省におきましては、從来から農林

省職員及び都道府県の農林関係職員に対する研修を実施してまいりましたのですが、これを統一的に実施する機関を有しなかつたため、必ずしも十分な効果をあげ得たとはいがたいのであります。このため、農林省本省の附属機関たる農林研修所を設置し、農林省の所管行政にかかる事務または技術を担当する職員等に対し、総合的かつ効率的に研修を実施することとしたのであります。

その他、大宮種畜牧場の整備拡充をはかるため同牧場を白河市に移転し、その名称を白河種畜牧場に改めるとともに、農林省の所掌事務の円滑な遂行に資するためその職員の定員に所要の変更を加えることとしたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(柴田栄君) 本案の自後の審査は、都合により後日に譲ります。

○委員長(柴田栄君) 次に、科学技術庁設置法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。愛知科学技術庁長官。

○國務大臣(愛知揆一君) ただいま議題となりました科学技術庁設置法の一部を改正する法律案について、その提案理由を御説明申し上げます。

改正の第一は、科学技術庁の附属機関であります航空宇宙技術研究所に支所を設けることができるることとすることとあります。

同研究所は、航空技術及び宇宙科学技術の向上をはかるため必要な試験研究を行なうことを主とする目的とするものであります。近年における世界の航空技術等の急速な進展に対応して、わが国におけるこれらの水準を飛躍的に向上させるため、昭和四十年度において、同研究所の拡充強化の一環として、垂直離着陸機の試験研究等を行なう実験所を支所として設けることとしたたく、これに伴って所要の改正を行なうものであります。

第一は、農林省本省の附属機関として、農林研究所を設置することとあります。最近における農林行政の高度化及び複雑化に対処するためには、これを担当する職員等に対し、常に新しい専門的知識及び技術を付与することが必要であると存ずるのであります。農林省におきましては、從来から農林

す。

第二は、科学技術庁の職員の定員を改めることでありまして、同庁の附属研究機関の強化をはかります。このため、定員を四十七人増加する一方、OECD研修所を設置し、農林省の所管行政にかかる事務または技術を担当する職員等に対し、総合的かつ効率的に研修を実施することとしたのであります。

以上が、この法律案を提案する理由であります。科学技術振興に対する皆さまの深い御理解によりまして慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたす次第であります。

○委員長(柴田栄君) 本案の自後の審査は、都合により後日に譲ります。

○委員長(柴田栄君) 次に、文部省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。愛知文部大臣。

○國務大臣(愛知揆一君) 今回政府から提出いたしました文部省設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、国立社会教育研修所及び臨時私立学校振興方策調査会を設けるとともに、文部省の職員の定員を改め、あわせてその他所要の規定を整備しようとするものであります。

改正の第一は、科学技術庁の附属機関であります

航空宇宙技術研究所に支所を設けることができるることとすることとあります。

同研究所は、航空技術及び宇宙科学技術の向上をはかるため必要な試験研究を行なうことを主とする目的とするものであります。近年における世界の航空技術等の急速な進展に対応して、わが国におけるこれらの水準を飛躍的に向上させるため、昭和四十年度において、同研究所の拡充強化の一環として、垂直離着陸機の試験研究等を行なう実験所を支所として設けることとしたたく、これに伴って所要の改正を行なうものであります。

め、このたび、文部省の所轄機関として国立社会教育研修所を設置して、社会教育関係職員等に対し、専門的、技術的な長期の研修を行なうこととしたものであります。

次に、わが国学校教育における私立学校の占める地位の重要性にかんがみ、私立学校の健全な発展をはかるため、文部大臣の諮問機関として臨時私立学校振興方策調査会を設置することとし、

私立学校の実態、各種の私学振興方策及び方策が私立学校の性格あるいは運営に及ぼす影響等について十分に検討し、私立学校の特色を生かした効果的な私学振興方策について成案を得ようとするとするものであります。なお、この調査会は、昭和四十年四月一日から四十二年六月三十日までの間、臨時に置くこととしております。

次に、国民体育館の国立競技場への出資及び学校法人紛争の調停等に関する法律の失効に伴い、所要の規定を整備することとしたっております。

次に、文部省の職員の定員につきましては、国立大学及び国立高等専門学校の新設、学部・学科の新設・拡充及び学年進行等による教職員の増員並びに国立青年の家の新設等による職員の増員を必要といたすのであります。また、文化財保護委員会におきましては、平城宮跡の発掘調査に関する新設・拡充及び学年進行等による教職員の増員並びに国立青年の家の新設等による職員の増員を必要といたすのであります。

次に、文部省の職員の定員は、昭和三十九年の九月、三百四十四人に三千八百四人を加え、合計九万四千四百四十八人といたしたいであります。

以上が、この法律案を提出いたしました理由及びその内容の概要であります。何とぞ十分御審議の上すみやかに御賛成くださるようお願いいたします。

○委員長(柴田栄君) 本案の自後の審査は都合により後日に譲ります。

○委員長(柴田栄君) 労働省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取い

ます。

○委員長(柴田栄君) 本案の自後の審査は都合により後日に譲ります。

○委員長(柴田栄君) 労働省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取い

○國務大臣(石田博英君)　ただいま議題となりました労働省設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

まず、労働基準局に労災防止対策部を設置することについて申し上げます。

子勤め等の方々につきましては、主婦の方々、子

労働災害の防止について、從来から、労働行政の最重点の一として鋭意努力を重ねてきましたところですが、労働災害の発生率は逐年減少を示しつつあるとはいえ、経済規模の拡大等の事情もあり、その発生件数はなお著しい減少を示すには至っておりません。特に、新技術の導入、新原材料の採用等の急速な進展に伴って、新しい種類の労働災害があらわれつつあり、その中には、一たん発生すると予想外に大規模化するおそれのあるものも少なくありません。

○委員長(柴田栄君) 次に、建設省設置法の一部
を增加することとしているものであります。
この結果、労働省本省の定員は二万五千九十六
人となり、外局の定員二百十七人を加えて、労働
省の職員の定員は合計二万五千三百十三人となり
ます。

以上が、この法律案を提出いたしました理由と
その概要であります。何とぞ御審議の上、すみや
かに可決せられますようお願い申し上げます。

○委員長(柴田栄君) 本案の自後の審査は、都合
により後日に譲ります。

○委員長(柴田栄君) 次に、建設省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。小山建設大臣。

○國務大臣(小山長規君) ただいま議題となりました建設省設置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

近年の経済成長に伴い、産業の基盤となる各種の公共施設の整備あるいは住宅及び生活環境施設の充実に対する要請はますます大きくなりつつあります。また、経済成長と均衡のとれた社会開発が

次に、職業安定事務所を廃止することについて申し上げます。

このような見地から、このたびこの法律案を提出することとしたいたのでありますて、その要旨は、まず第一に、計画局に宅地部を設置し、これに宅地に関する行政を統一的に所掌させることといたしております。現在、宅地制度、宅地の造成、新市街地の開発等に関する事務は、計画局、都市局、住宅局の三局に分散しておりますが、近

年における宅地需給の不均衡が国民の住生活を圧迫し、健全な市街地形成の障害となっている現状にかんがみ、宅地に関する事務を宅地部に一元化し、宅地政策を強力に推進しようとするものであります。

第六に、公共用地の円滑かつ適正な取得を促進するため、昭和四十一年三月三十一日までの間、公用用地審議会に公共補償の基準に関する重要な項目を調査審議させることといたしておられます。

め建設関係在外公館駐在員を一名増加することに伴い、建設省の定員一名を外務省に移しかえることといたしております。

りますが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(紫田栄君) 本案の自後の審査は、都合により後日に譲ります。

○委員長(紫田栄君) 次に、北海道開発法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聽取いたします。増原北海道開発厅長官。

○国務大臣(増原恵吉君) ただいま議題になりました北海道開発法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

昭和四十年度は、第二期北海道総合開発計画の第三年目に当たり、この計画達成を強力に推進するため、北海道開発局の実施する事業は相当増大する見込みであります。

加えて同局では、来年度から一級河川の管理事務を新たに行なうこととなつております。これら事務を円滑に処理するため、北海道開発庁の定員の増加について改正を行なうものであり

北海道開発法第十八条で規定しております現行の定員は、一万一千七百六十八人であります。これに新規増員八十人を加えて一万一千八百四十八人とするものであります。

以上がこの法律案の提案の理由及び概要であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

及び専門委員等」を「日本学術会議会員等」に改める。

(恩給法の一部改正)

第七条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二十条第二項第二号中「憲法調査会事務局長」を削り、同項第三号中「憲法調査会事務局事務官」を削る。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

2 従前の規定による憲法調査会事務局長及び憲法調査会事務官については、第七条の規定による改正後の恩給法第二十条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

一月二十二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、北海道開発法の一部を改正する法律案
北海道開発法の一部を改正する法律案
北海道開発法の一部を改正する法律

北海道開発法(昭和二十五年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項「一万一千七百六十八人」を「一万一千八百四十八人」に改める。

附 則

この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。ただし、別表三の改正規定は公布の日から、別表五の改正規定は公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

一月二十三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、法務省設置法の一部を改正する法律案
法務省設置法の一部を改正する法律案
法務省設置法の一部を改正する法律案
法務省設置法(昭和二十二年法律第百九十三号)

この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

一月二十三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、法務省設置法の一部を改正する法律案
法務省設置法の一部を改正する法律案
法務省設置法(昭和二十二年法律第百九十三号)

の一部を次のように改正する。

第十三条の十七の表中「四五、六九七人」を「五、七九五人」に、「四七、七二二二人」を「四七、八二〇人」に改める。

別表三旭川地方法務局の項中「中富良野村」を「中富良野町」に、「山部村」を「山部町」に改める。

別表五中「錦蘭台学園」を「神戸市」を「播磨少

年院」を「加古川市」に、「盛岡少年院」を「益岡少年院」に、「盛岡市」を「青森少年院」に、「青森県東津軽郡平内町」に、「紫明女子学院」を「帯広少年院」に、「紫明女子学院」を「帯広市」に改める。

別表五中「鈴蘭台学園」を「神戸市」を「播磨少

の物資の輸出」に改め、同号を同項第五号とし、同項第六号の二を同項第六号とし、同項第七号中「総括すること」と下に「(貿易振興局の所掌に係ることを除く。)」を加え、同項第八号中「輸出及び」を削り、同項第九号中「通商手続」を「輸入手続」に改め、同項第十号中「通商を「通商経済上の国際協力」に、「監督を行う」を「監督(通商経済上の経済協力に係るもの)を行なう」に改め、同項第十号の二から第十五号までを削り、同項第十六号を同項第十一号とし、同条第二項を次のよう改める。

2 国際経済部においては、前項第六号、第七号及び第十号に掲げる事務並びに同項第二号に掲げる事務のうち多數国間の協定又は取決めに関することをつかさどる。

第八条第三項及び第四項を削り、同条の次に次の一項を加える。

(貿易振興局の事務)

第八条の二 貿易振興局においては、左の事務をつかさどる。

一 輸内の増進、改善及び調整に関する事務を総括すること。

三 通商に伴う外國に替を管理すること。

三 輸出に関する税関長の指揮監督に関すること。

四 通商手続を監査し、及びその励行を図ること。

五 輸出検査に関する事務。

六 輸出保険特別会計の経理を行うこと。

七 輸出の防止に関する事務。

八 デザインに関する指導及び奨励並びにその濫用の防止に関する事務。

九 通商に関する団体の指導及び監督を行なうこと。(通商局の所掌に係ることを除く。)

一月二十七日予備審査のため、本委員会に左の案件を討託された。

一、科学技術庁設置法の一部を改正する法律案

一、外務省設置法の一部を改正する法律案

一、皇室経済法及び皇室経済法施行法の一部を改正する法律案

く。)

十一 通商経済上の経済協力に関する事務を総括すること。

十二 通商経済上の経済協力に関する協定又は締結すること。

十三 アジア経済研究所に関する事。

十四 通商産業省の所掌に係る事業に関する賠償に関する事。

十五 前各号に掲げるもののほか、通商の振興に関する事。

十六 各号に掲げる事務及び同項第九号に掲げる事務のうち通商経済上の経済協力に関する事。

十七 各号に掲げる事務及び同項第六号を「一、二七二人」に、「一、三一五人」を「一、四一人」に、「一二、七一四人」を「一二、八五三人」に改める。

附 則

この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

2 輸出保険法(昭和二十五年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条中「通商産業省通商局」を「通商産業省貿易振興局」に改める。

五

所の名称、位置及び内部組織を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 内閣総理大臣は、航空宇宙技術研究所の事務を分掌させるため、所要の地に航空宇宙技術研究所の支所を設けることができる。

第二十四条中「千八百十四人」を「千八百六十人」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

2 科学技術庁の定員は、改正後の科学技術庁設置法第二十四条の規定にかかわらず、昭和四十一年九月三十日までの間は、千八百六十人とす

る。

外務省設置法の一部を改正する法律案

外務省設置法(昭和二十六年法律第二百八十三号)の一部を次のように改訂する。

第五条第一項中「九局」を「十局」に、「アメリカ

欧亜局

「北米局」「中南米・移住局」に改め、「移住局」を削除

外務省設置法の一部を改正する法律案

外務省設置法(昭和二十六年法律第二百八十三号)の一部を次のように改訂する。

第九条(見出し)を含む。中「アメリカ局」を「北米局」に、「アメリカ諸国」を「北米諸国」に改める。

第九条の二第一項中「中近東、アフリカ」を削り、同条第二項を削り、同条を第九条の三とし、同条の次に次の一条を加える。

(中近東アフリカ局の事務)

第九条の四 中近東アフリカ局においては、次の事務をつかさどる。

一 中近東及びアフリカの諸国に関する外交政策の企画立案及びその実施の総合調整に関すること。

二 中近東及びアフリカの諸国に関する政務の

処理並びにこれに必要な情報の収集及び調査研究に関すること。

三 中近東及びアフリカの諸国における邦人の生命、身体及び財産の保護に関すること。

四 内閣総理大臣は、航空宇宙技術研究所の事務を分掌させるため、所要の地に航空宇宙技術研究所の支所を設けることができる。

第二十四条中「千八百十四人」を「千八百六十人」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

2 科学技術庁の定員は、改正後の科学技術庁設置法第二十四条の規定にかかわらず、昭和四十一年九月三十日までの間は、千八百六十人とす

る。

外務省設置法の一部を改正する法律案

外務省設置法(昭和二十六年法律第二百八十三号)の一部を次のように改訂する。

第五条第一項中「九局」を「十局」に、「アメリカ

欧亜局

「北米局」「中南米・移住局」に改め、「移住局」を削除

外務省設置法の一部を改正する法律案

外務省設置法(昭和二十六年法律第二百八十三号)の一部を次のように改訂する。

第九条(見出し)を含む。中「アメリカ局」を「北米局」に、「アメリカ諸国」を「北米諸国」に改める。

第九条の二第一項中「中近東、アフリカ」を削り、同条第二項を削り、同条を第九条の三とし、同条の次に次の一条を加える。

(中近東アフリカ局の事務)

第九条の四 中近東アフリカ局においては、次の事務をつかさどる。

一 中近東及びアフリカの諸国に関する外交政策の企画立案及びその実施の総合調整に関すること。

二 中近東及びアフリカの諸国に関する政務の

一部を次のように改訂する。

第六条第三項第四号に次のただし書きを加える。

ただし、成年に達した者に対する定額の十分の三に相当する額の金額とする。

(皇室経済法施行法の一部改正)

百三号の一部を次のように改訂する。

第八条中「五百十万円」を「六百二十万円」に改め

る。

この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

附 則

一月二十九日本委員会に左の案件を付託された。

一、旧軍人等に対する恩給に関する請願(第一号)(第二号)(第一一一号)(第一二七号)(第一四八号)(第一八五号)(第二一一号)(第二二七号)(第二三八号)(第二一四号)(第三一五号)

六 海外移住に関する関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

七 海外移住事業団を監督すること。

八 旅券の発給その他海外渡航に関し必要な措置をとること。

九 査証に関すること。

第十一条の二を削る。

第三十条の表中「八三人」を「八五人」に、「二、四六〇人」を「二、五二三人」に、「二、五四三人」を「二、六〇八人」に改める。

附 則

この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

皇室経済法及び皇室経済法施行法の一部を改正する法律案

皇室経済法及び皇室経済法施行法の一部を改正する法律

(皇室経済法の一部改正)

第一条 皇室経済法(昭和二十二年法律第四号)の

一部を次のように改訂する。

一、恩給共済年金の格差是正に関する請願(第一二二号)

二、茨城県水戸対地射爆撃場返還に関する請願(第一五〇号)

三、公務員労働者の賃金一律七千円引上げ要求

実現に関する請願(第一八四号)

一、公務員の賃金、一時金及び諸手当引上げに関する請願(第一九三号)

一、退職公務員の恩給、年金増額に関する請願(第一九四号)

一、米海軍厚木航空基地移転に関する請願(第一九五号)(第三二二号)

一、元南滿州鉄道株式会社職員であった公務員等の恩給、共済問題に関する請願(第二八二号)(第三〇八号)(第三六四号)

一、農林省蚕糸局の整理縮少反対に関する請願(第二八九号)

第一号 昭和三十九年十二月二十一日受理

旧軍人等に対する恩給に関する請願

一、舊願者 茨城県東茨城郡御前山村野口五五

六 永島広外三百六十二名

紹介議員 郡 祐一君

旧軍人の恩給は、不均衡のまま放置されているばかりでなく、不合理のものも多いので、昭和四十年度において左記事項につき、せひとも善処されたいとの請願

一、仮定期付給年額の大幅増額。

二、外地抑留期間に対する加算の認定。

三、ソ連軍侵攻地域に対する加算の認定。

四、一時恩給年限を実在職連續三年に是正。

五、全階級にわたる号俸の是正。

六、海軍特務士官等に対する待遇の改善。

七、加算恩給者に対する減算率を百五十分の一に是正。

八、加算資格者に対する裁定事務を明年度完了することと促進。

第二号 昭和三十九年十二月二十一日受理

旧軍人等に対する恩給に関する請願(二十六通)

請願者 山形県東根市大字羽入七九二山形

県軍人恩給連盟大富支部内 高嶋徳

太郎外子二百八十一名

紹介議員 白 井 勇君

紹介議員 熊谷太三郎君

この請願の趣旨は、第二八二号と同じである。

第三六四号 昭和四十一年一月二十日受理

元南満州鉄道株式会社職員であつた公務員等の恩給、共済問題に関する請願

請願者 福井市町屋町一二 伊佐義寿

紹介議員 高橋 衛君

この請願の趣旨は、第二八二号と同じである。

第二八九号 昭和四十一年一月十二日受理

農林省蚕糸局の整理縮小反対に関する請願

請願者 福島県議会議長 佐川幸一

紹介議員 石原幹市郎君

行政機構改革に当り、蚕糸業の重要性を十分に認識して、蚕糸局を整理、縮小することのないよう強く要望するとの請願。

理 由

繭はわが農業における発展性のある選択的拡大作目として今後の開放経済体制下においては、きわめて重要な生産物である。

しかしるに過般の臨時行政調査会の行政改革に関する意見によれば、蚕糸局の事務を大幅に整理し、機構を縮小すべきであるとの答申がなされてゐる。もし、答申どおり政府が蚕糸局の整理、縮小を実施すれば必然的に地方庁における蚕糸行政機構の整理、縮小をまねき蚕糸農民の生産に重大な影響を与えるばかりでなく、農業構造改善上重要な地位をしみでいる養蚕業の振興を阻害する結果をもたらし国民経済に与える損失は図り知れないものがある。

一月三十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、文部省設置法の一部を改正する法律案
一、農林省設置法の一部を改正する法律案
一、労働省設置法の一部を改正する法律案

文部省設置法の一部を改正する法律案

文部省設置法の一部を改正する法律
文部省設置法(昭和二十四年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項「及び国民体育館を」削除
第十条の二第五号を次のように改める。

第五条第一項第十五号中「及び国民体育館を」削除
第十一条第一項「国立西洋美術館」の下に「、国立社会教育修所」を加える。

第五条第一項第三号の二を削る。

第十三条第一項第四号中「並びに第二十七条の二に掲げる学校法人紛争調停委員」を削る。

第十四条中「、第二十七条及び第二十七条の二」を「及び第二十七条」に、「国立西洋美術館」を「国立立西洋美術館」に改める。

第十五条第一項中「国立西洋美術館」の下に「、国立立社会教育研修所」を加える。

第十二条第一項第三号の二を削る。

第十三条第一項第四号中「並びに第二十七条の二に掲げる学校法人紛争調停委員」を削る。

第十四条中「、第二十七条及び第二十七条の二」を「及び第二十七条」に、「国立西洋美術館」を「国立立西洋美術館」に改める。

第十五条第一項中「国立西洋美術館」の下に「、国立立社会教育研修所」を加える。

第十二条第一項第三号の二を削る。

第十三条第一項第四号中「並びに第二十七条の二に掲げる学校法人紛争調停委員」を削る。

第十四条中「、第二十七条及び第二十七条の二」を「及び第二十七条」に、「国立西洋美術館」を「国立立西洋美術館」に改める。

第十五条第一項中「国立西洋美術館」の下に「、国立立社会教育研修所」を加える。

第十二条第一項第三号の二を削る。

第十三条第一項第四号中「並びに第二十七条の二に掲げる学校法人紛争調停委員」を削る。

第十四条中「、第二十七条及び第二十七条の二」を「及び第二十七条」に、「国立西洋美術館」を「国立立西洋美術館」に改める。

第十五条第一項中「国立西洋美術館」の下に「、国立立社会教育研修所」を加える。

第十二条第一項第三号の二を削る。

第十三条第一項第四号中「並びに第二十七条の二に掲げる学校法人紛争調停委員」を削る。

第十四条中「、第二十七条及び第二十七条の二」を「及び第二十七条」に、「国立西洋美術館」を「国立立西洋美術館」に改める。

第二十七条の二を削る。
第三十一条の表中「八九、八〇〇人」を「九三、六〇九人」に、「八七、五二六人」を「九一、二七六人」と、「五四四人」を「五三九人」に、「九〇、三四四人」を「九四、一四八人」に改める。

附則に次の二項を加える。
11 第二十七条第一項の表に掲げる審議会等のうち、臨時私立学校振興方策調査会は、昭和四十年四月一日から昭和四十二年六月三十日まで置かれるものとする。

第六十一条の二を削除
第六十一条第一項第五号、第十一条第一項第十五号、第十四条第一項第二第五号の改正規定、第十四条第一号及び第十条の二第五号の改正規定、第十四条第一号及び第十条の二第五号の改正規定並びに第二十条の二の次に一条を加える改正規定は、昭和四十年七月一日から施行する。

1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。ただし、第五条第一項第十五号、第十一条第一項第五号、第十四条第一項第二第五号の改正規定並びに第二十条の二の次に一条を加える改正規定は、昭和四十年七月一日から施行する。

2 文部省本省の定員は、改正後の文部省設置法で定める。ただし、第五条第一項第十五号、第十一条第一項第五号、第十四条第一項第二第五号の改正規定並びに第二十条の二の次に一条を加える改正規定は、昭和四十年七月一日から施行する。

3 2 文部省本省の定員は、文部省令で定める。

第九十一条第一項の表を次のように改める。

3 2 農林研修所は、東京都に置く。

第三十三条第二項の表中「大宮種畜場」を「白河種畜場」に改め、同条の次に次の二項を加える。

3 2 農林研修所は、農林省の所管行政に係る事務又は技術を担当する職員等に対し、その職務を行なうのに必要な研修(他の所掌に属するものを除く)を行なう機関とする。

3 2 農林研修所の内部組織については、農林省令で定める。

附則

道府県建築士審査会」に改める。

第三十二条を次のように改める。

第三十二条 削除

第三十三条中「一級建築士試験委員、二級建築士試験委員、」を「委員、試験委員」に改める。第三十四条中「中央建築士審議会、都道府県建築士審議会、一級建築士試験委員及び二級建築士試験委員」を「中央建築士審査会及び都道府県建築士審査会」に改める。

運輸省設置法の一部を改正する法律案

運輸省設置法の一部を改正する法律

運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)

の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四十九号中「及び海面」を「その他海面及び飛行場」に改める。

第二十八条の二第一項中第十一号の三を第十一号の四とし、第十一号の二の次に次の一号を加えること。

十一の三 委託により、飛行場の工事を施行すること。

第三十八条第一項の表港湾審議会の部中「開発」の下に「及び管理」を加え、同表中「臨時鉄道法制調査会」を

運輸大臣の諮問に応じて鉄道に関する法律

に関する重要事項を調査審議すること。

削り、同条第三項を削る。

第四十六条第一号中「含む。」の下に「次号において同じ。」を加え、同条第二号中「海面」の下に「及び飛行場」を加え、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 飞行場の建設、改良及び災害復旧に関する国の直轄の土木工事の施行に関すること。

第四十七条第一項の表中「新潟県」を「新潟県、長野県」に、「茨城県」を「茨城県、栃木県、山梨県、群馬県」に、「東京都」を「東京都、埼玉県」に改め、「北海道」を削り、「大阪府」を「大阪府、奈良県」に、「静岡県」を「静岡県、岐阜県」に改め、同条第二項を削る。

第五十五条の二第一項第一号中「関すること」の下に「(港湾建設局の所掌に属するものを除く。)」を加える。

第八十三条の表中「一四、九六二人」を「一五、〇八五人」に、「六、〇三八人」を「六、〇八八人」に、「三三、五六一人」を「三三、七三四四人」に改める。

〇八五人」に、「一六、三五四人」を「一六、三五九人」に、「六七、二一〇人」を「六七、五一五人」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

2 港湾整備特別会計法(昭和三十六年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項第三号中「及び海岸法」を「並びに海岸法」に改め、「海岸保全施設」の下に「及び飛行場」を加える。

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律

大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)

の一部を次のように改正する。

第五条第二項を削り、同条第三項中「銀行局」の下に「保険部及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第十一条第二項を削る。

第十二条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 保険部においては、前項第一号の事務のうち生命保険業及び損害保険業に係るもの並びに同項第八号の事務(検査部の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

第二十五条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第四十九条第一項の表中「一六、二五九人」を「一六、三六四人」に、「五〇、九五一人」を「五一、一五一人」に、「六七、二一〇人」を「六七、五一五人」に改める。

(施行期日)
附 則

1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

(国家公務員法の一部を改正する法律の一部改正)

2 国家公務員法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第 号)の一部を次のように改正する。

六四人」に、「一六、三五四人」を「一六、三五九人」に、「六七、二一〇人」を「六七、五一五人」に、「六七、一〇五人」を「六七、五一〇人」に改める。

昭和四十年二月五日印刷

昭和四十年二月六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局